

答申乙第45号（諮問乙第60号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会が平成23年1月6日付けで異議申立人に対してした部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成22年12月2日、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、下記内容についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年（〇）第〇号事案について

私の懲戒免職が決定されるまでに県教委定例会の議事録の全部及びそのとき使用された資料の全部

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報に記載された行政文書の一つとして、「第〇〇〇回宮城県教育委員会定例会会議録」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成23年1月6日付け総第472号で通知した。

（1）条例第18条第1項第6号ハ該当

対象となる行政文書には、秘密会として審議している議案に対する発言内容が記載されており、開示することにより、各委員の自由な意見表明が困難になると考えられ、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

（2）条例第18条第1項第6号ホ該当

対象となる行政文書には、職員の懲戒処分に係る検討内容が含まれており、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるため。

- 3 これに対し、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成23年2月14日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、部分開示された個人情報の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

(1) 総第472号による「第〇〇〇号宮城県教育委員会定例会会議録」（部分開示）について

ア 「第18条第1項第6号ただし書きハ」について、「個人情報保護の手引き」での例示により、私の不服申立については該当しないと思われる。

イ 昨今の日本は、検察等による容疑者の取り調べ等について、何らかの方法によりその様子を開示していく方向にあるのではないか。教職員課長が、第〇〇〇回県教委定例会での説明のとき、真実に反する内容についても言及していた事実がある。偏った説明を受け、そのような内容を含んだ資料を手にした教育委員が、どのような反応を示し、どのような審議が進んだのかを私は知りたい。私にとってあまりにも不利な審議が進められた可能性が高い。県教委は、この会議録を開示することにより、審議の透明性を高め、自らの説明責任を果たさなければならないと考える。なお、私が知りたいのは、審議の内容である。教育委員の氏名を明らかにしてだれが何を話したかというような内容を開示してほしいのではない。そのため、個人の氏名が特定される、またはその恐れがある部分については、マスクングをして開示してほしい。

ウ その他

私の処分の根拠となった県教委が乙第〇〇号証等で示す認定事実は、私の主張する事実と反する部分が多く、これを基に進められたと思われる県教育委員会定例会の審議が、公正・公平な立場で行われたとすることには強い疑いがある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、秘密会として職員の人事について審議した内容をとりまとめた会議録であり、異議申立人に係る懲戒処分について、各教育委員（以下「各委員」という。）の意見、判断、決定等に関するものである。開示請求対象となっている部分は、秘密会として、異議申立人に係る懲戒処分を行うことについて審議した、各委員の意見、判断、決定等に関し実施機関が会議終了後に会議の内容を記録したものである。

2 条例第18条第1項第6号ハ該当性について

本件行政文書は、秘密会として非公開で審議している議案に係るものである。その構成は、実施機関として懲戒処分とすることが相当であることについて、議案として実施機関の委員に説明する部分と、その議案を実施機関の委員が審議し採決をする部分となっている。このうち、審議し採決をする部分は、懲戒処分を行うことについて、その内容を判断し、見定めることをするものであり、それに関しての各委員による発言内容が記載されていることから、これらを開示することは、各委員による自由な意見や評価等についての発言を阻害することとなり、今後、同種の事務事業の目的の達成と、これらの事務の公正かつ円滑な遂行にとって大きな支障になると思料されるものである。このことから、条例第18条第1項第6号ハに該当するものである。

3 条例第18条第1項第6号ホ該当性について

本件行政文書は、秘密会として審議している議案に係るものであり、その審議内容は、懲戒処分を行うことについて、各委員の意見、判断、決定等に関するものであることから、これらを開示することは、各委員による懲戒処分の公平かつ公正な判断に影響を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に大きな支障になると思料されるものである。このことから、条例第18条第1項第6号ホに該当するものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情

報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものである。

自己情報の開示請求にあつては、原則開示の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

2 条例第18条第1項第6号の該当性について

条例第18条第1項第1号から第7号までの規定には、原則開示の例外となる情報が規定されており、そのうち同項第6号には、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの」として、同号ハ及びホで次のとおり規定されている。

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

実施機関は、条例第18条第1項第6号ハ及びホの該当性について、次のとおり主張する。

(1) 本件行政文書は、懲戒処分を行うことについて、その内容の判断に当たっての各委員による発言内容が記載されていることから、これらを開示することは、各委員による自由な意見や評価等についての発言を阻害することとなり、今後、同種の事務事業の目的の達成と、これらの事務の公正かつ円滑な遂行にとって大きな支障になる。

(2) 本件行政文書は、秘密会として審議している議案に係るものであり、その審議内容は、懲戒処分を行うことについて、各委員の意見、判断、決定等に関するものが含まれているが、これらを開示することは、各委員による懲戒処分の公平かつ公正な判断に影響を及ぼすこととなり、公正かつ円滑な人事の確保に大きな支障になるものと思料される。

このことを踏まえ、審査会において、実施機関から本件行政文書の提示を受けてインカメラ審理により、本件行政文書を実施機関が部分開示と判断し

た妥当性について審議を行った。

本件行政文書は、異議申立人の懲戒処分について実施機関の定例会で審議された会議録であり、実施機関である事務局の議案の説明の部分及びその説明に基づく各委員の審議内容の部分から構成されている。具体的には、懲戒処分の内容についての実施機関の説明及びその説明に対しての各委員の意見、判断、決定等が記載されている。

本件行政文書中の非開示情報は、当該本件行政文書に記載された内容のうち、実施機関の説明に対しての各委員の意見、判断、決定等が記載されている部分であることが認められる。これらの情報を開示した場合には、実施機関の主張のとおり、今後、懲戒処分の決定に当たって各委員が率直な発言を控えるなど、自由な意見交換が損なわれるおそれがあり、将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

また、本件行政文書は、実施機関が特定の教職員の懲戒処分を行うことについての審議に関するものであり、各委員の意見、判断、決定等が含まれているものである。その内容は、各委員の、懲戒処分に関する判断を行うに当たって考慮した着眼点やどのような考察を経て最終的な量定に至ったかなどの考察の過程を示すものである。このことからすると、本件行政文書に記載された内容は、「人事管理に係る事務」に関する情報に該当するものである。これらの情報を開示した場合には、実施機関の主張のとおり、各委員による懲戒処分の公平かつ公正な判断に影響を及ぼすこととなり、「人事管理に係る事務」に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

3 結論

以上のとおり、本件行政文書中の非開示情報は条例第18条第1項第6号ハ及びホに該当するから、本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 3. 16	○諮問を受けた（諮問乙第60号）。
23. 6. 13 (第152回審査会)	○事案の審議を行った。
23. 7. 28 (第153回審査会)	○事案の審議を行った。
23. 9. 5 (第154回審査会)	○実施機関からの意見聴取を行った。
23. 10. 17 (第155回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 3. 26 (第160回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 7. 23 (第164回審査会)	○事案の審議を行った。
24. 8. 20 (第165回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

(平成24年9月24日現在)

氏名	区分	備考
井坂正宏	学識経験者	会長職務代理者
小野純一郎	法律家	会長
菅原泰治	学識経験者	
中谷聡	法律家	
細川美千子	個人情報の保護に造詣の深い者	

(五十音順)